

「生活と営業支援の制度一覧」を更新しました。「第5版」をお届けします。日本共産党は支援のいっそうの拡充を求めています。

## 指示されて休業

### 休業手当休業支援金を支給

- ・休業手当の対象：会社の指示で休業、シフト削減になった場合、パート・アルバイトを含む全労働者に平均賃金の6割以上支給（労働基準法26条）。
- ・休業手当が出なかった場合、本人が直接申請し、休業支援金を給付（8割、上限33万円）。
- ・締め切り：2020年12月末、21年3月末
- ・相談窓口：神奈川労連相談センター ☎045-664-2367（年末年始は休み）
- ・コールセンター ☎0120-221-276（9:00-21:00 年末年始を除く毎日）

## 家賃が払えない

### 家賃相当額3ヵ月分を給付 最長12ヵ月（住居確保給付金）

- ・対象：「離職又は自営業を廃業した方」または「休業等に伴う収入減少により、離職・廃業には至らないが、それと同等の状況の方」（住居を失う恐れのある方も対象）
- ・支給要件：世帯収入と預貯金など一定の要件があり、事前に最寄りの相談窓口に必要な書類などを確認する。
- ・問い合わせ先：県内市町村相談窓口一覧は神奈川県ホームページ「住居確保給付金について」のページに掲載。  
コールセンター ☎0120-23-5572（9:00-21:00 年末年始を除く毎日）

## 感染（疑い含む）で無給・減給なら

### 傷病手当金 平均賃金日額×2/3×日数分

- ・対象：感染または感染の疑いで自宅療養し、4日以上仕事を休み、その間の収入が得られなくなった場合、国民健康保険を含む公的医療保険から支給。
- ・適用期間：21年3月末まで延長。
- ・問い合わせ先：勤務先、加入している公的健康保険、国民健康保険の場合は市町村へ（年末年始は休み）

## 子育て世帯へ

### ひとり親支援再支給 （臨時特別給付金）

- ・対象：児童扶養手当受給の方、収入が児童扶養手当受給と同じ水準になっている方。再支給は申請書不要。1世帯に5万円、第二子以降1人3万円加算。
- ・問い合わせ先：各市町村（平日）
- ・コールセンター ☎0120-400-903（平日9:00-18:00）

## 小口融資を受けたい

### 緊急小口資金 上限20万円以内 （生活福祉資金貸付制度）

### 総合支援資金 最大60万円 （2人以上世帯）

### 45万円（単身）貸付 （生活福祉資金貸付制度）

- ・対象：新型コロナで収入が減少し、生計維持が必要な人。
- ・貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内。その他の場合10万円以内。無利子・保証人不要。据え置き1年、償還2年。
- ・申込先：市町村社会福祉協議会または労働金庫、郵便局（年末年始は休み）  
申し込み期限は21年3月末まで延長。
- ・対象：新型コロナで収入減少や失業等により、生計維持が困難になっている世帯。
- ・貸付上限額：（2人以上）月20万円以内×3ヵ月以内。  
（単身）月15万円以内×3ヵ月以内。無利子・保証人不要。据え置き1年、償還10年。償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合は返還を免除。
- ・申込先：市町村社会福祉協議会 申し込み期限は21年3月末まで延長。
- ・上記両者のコールセンター ☎0120-46-1999（9:00~21:00 毎日）

## 生活ができない 生活保護

- ・対象：基準以下の収入しかなく、手持ち金もわずかで、生活に困窮していれば誰でも利用可能。
- ・申請：福祉事務所。または党地方議員に相談を。

## 家計急変で学費負担が大変

### 小中学生は就学援助

### 高校生は奨学給付金

### 学生・専門学生は授業料減免70万円 （上限、修学支援新制度）

### 困窮学生らに10万円 または20万円給付 （学生支援緊急給付金）

- ・対象：各市町村で定めた所得水準に合致する保護者。家計急変で年度途中でも認定可能。
- ・支給対象：入学準備金、学用品、学校給食費など。
- ・申し込み：学校または市町村教育委員会（年末年始休み）
- ・対象：生活保護、住民税非課税世帯及び家計が急変し、非課税世帯に相当する世帯の高校生等。
- ・制度：教科書費、教材費、学用品費、修学旅行費等を支給。
- ・申し込み：各学校事務室。神奈川県教育委員会財務課  
☎045-210-8251（平日）新年度分の受付は21年6月から。
- ・対象：家計が急変し大学、短大、高専、専門学校で学ぶことが難しい人。  
4人世帯で年収が380万円以下（住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯）の世帯の学生。
- ・相談窓口：各学校の学生課、奨学金窓口（年末年始は休み）
- ・すでに申請し、選考外となったが、その後に要件を満たした学生等に追加給付。
- ・相談窓口：各学校の学生課、奨学金窓口（年末年始は休み）

**中小企業、個人事業主・フリーランスに上限100万円  
中小企業に上限200万円の  
給付金（持続化給付金）**

- ・対象：「売上が半減以上」の個人事業主・フリーランス、中堅・中小企業。医療法人、NPO法人も対象。
- ・支給額：上記範囲内で「前年総売上1年分」と「前年同月比で50%以上減った月の売上を1.2倍した額」との差額。
- ・申請期限：21年1月15日
- ・問い合わせ先：0120-279-292（8:30-19:00（土）祝日除く）

**家賃支援給付金  
法人最大600万円  
個人事業者最大300万円**

- ・給付額：1カ月上限100万円～50万円を6カ月分支給。
- ・対象：テナント事業者のうち、中堅・中小企業、小規模事業者、個人事業者等で1カ月上が前年同月比50%以上減少、または3カ月の売上が前年同月比30%以上減少。
- ・申請期限：21年1月15日
- ・問い合わせ先：☎0120-653-930（8:30-19:00（土）祝日除く。年末は29日まで。年始は3日まで休み）

賃金が払えない

**雇用調整助成金  
休業手当日額の  
最大3/4（大企業）  
10/10（中小）助成**

- ・対象：正社員、パート従業員など非正規社員を休業させた場合、活用可能。
- ・助成額：休業手当日額×助成率（2/3<大企業>、4/5<中小企業>）×日数。従業員全員を雇い続ける場合、助成率は各4/5、10/10（最大）に。日額の上限は15,000円に引き上げ。
- ・期限：21年2月末。
- ・問い合わせ先：神奈川助成金センター ☎045-650-2801（平日）  
または、コールセンター ☎0120-60-3999（土日、祝日、年末年始含む）

**緊急雇用安定助成金**

- ・対象：従業員約20人以下の会社や個人事業主を対象とし、雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合。
- ・助成額：休業手当×助成率（10/10～8/10）
- ・期限：21年2月末
- ・問い合わせ先：神奈川県助成金センター ☎045-650-2801（平日）

**妊婦の休暇取得支援助成金**

- ・対象：21年1月末までの間に妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年休は除く）を設け、5日以上休暇を取得させた事業者。
- ・支給額：1人あたり有給休暇5日以上20日未満で25万円。以降20日ごとに15万円加算（上限100万円）
- ・申請期限：21年3月1日。詳細は厚生労働省ホームページ。

**子の世話で休業**

**学校等休業助成金・支援金  
1日あたり15,000円、  
7,500円**

- ・対象：学校、保育園などの臨時休業により子どもの世話が必要になった従業員（アルバイト等を含む）に対し、年休とは別の有給休暇を取得させた事業主。同じ理由で就業できなかった業務委託契約で仕事をする個人（フリーランス）。休暇取得の期間は21年3月末まで延長。
- ・支給額：前者は休暇中の支払賃金相当額×10/10（上限15,000円）。後者は就業できなかった日数×7,500円。
- ・問合せ先：学校等休業助成金・支援金雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999（土日・祝日、年末年始含む）

**融資を受けたい**

**無担保・無利子融資  
21年3月末まで延長**

- ・民間・政府系金融機関による実質無利子・無担保の金融支援制度があります。経済産業省ウェブサイトで詳しく紹介。
- ・県の問い合わせ先：産業労働局金融課 ☎045-210-5695（平日）

**なんでも相談**

**日本共産党神奈川県委員会  
045(432)2101**

または、お住まいの地域の党議員へどうぞ。

政策については

**税金・社会保険料・公共料金の猶予・減免**

個人・事業者のみなさん共通

**納税の猶予**

20年2月以降、前年同期比概ね20%以上売上が減少したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予。基本的にすべての税が対象。

**固定資産税の減免**

事業者の保有する設備、建物等の2021年度の固定資産税・都市計画税を、売上の減少幅に応じゼロまたは1/2に軽減。

**国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険**

一定程度収入が下がった方々等は、保険料（税）の減免や徴収猶予が可能。国民年金保険料も納付の免除が可能。

**電気、ガス料金** 支払期限を繰り延べる等の措置を実施。

**水道・下水道料金**

多くの自治体で支払いを4ヵ月延長。減免もあり。  
・問い合わせ：それぞれ税務署、市町村、各事業者へ（年末年始を除く）

新型コロナウイルスの相談窓口  
— 神奈川県新聞 —  
（12月13日から）

| 県     | 電話番号          | 受付時間       | 休日                    |
|-------|---------------|------------|-----------------------|
| 横浜市   | (0570) 056774 | 24時間       | 毎日                    |
| 川崎市   | 045(550)5530  | 24時間       | 毎日                    |
| 相模原市  | 044(200)0730  | 24時間       | 毎日                    |
| 相模原市  | 042(769)9237  | 24時間       | 毎日                    |
| 横須賀市  | 046(822)4308  | 8:30~20:00 | 平日<br>9:00~17:00 土日祝日 |
| 藤沢市   | 0466(50)8200  | 9:00~21:00 | 毎日                    |
| 茅ヶ崎市  | 0467(55)5395  | 9:00~19:00 | 平日                    |
| 寒川町   |               | 9:00~17:00 | 土・祝日                  |
| 厚生労働省 | (0120)565653  | 9:00~21:00 | 毎日                    |

※県の専用ダイヤルは、感染の不安、営業・経営相談、その他に対応します。

**発熱・せき・のど痛のとき**

**県発熱等診療予約センター**

(0570) 048914 9:00~21:00 毎日  
※つながらない場合 045(285)1015